

平成17年
10月から

介護保険施設などの 利用料が変わります

■対象となる方及び見直しが行われる費用

- ・介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）の利用者…居住費・食費
- ・ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の利用者……………滞在費・食費
- ・デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）の利用者……………食費

■見直し内容

(1) 居住費（ショートステイの場合は滞在費）

居室は、多床室（相部屋）、従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室の4つに区分されます。多床室（相部屋）については光熱水費相当、従来型個室・ユニット型準個室・ユニット型個室については室料と光熱水費相当が自己負担になります（具体的な金額は各施設で設定されます）。

(2) 食費

食材費と調理費相当が自己負担になります（具体的な金額は各施設で設定されます）。

■介護保険施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

【単位：万円】（月額概数）

対象者	区分	居住費（居住の種類により異なる）				食費
		多床室（相部屋）の場合	従来型個室の場合※	ユニット型準個室の場合	ユニット型個室の場合	
世帯全員が市町村民税非課税者	生活保護受給者	0	① 1.0 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.0
	老齢福祉年金受給者					
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方					
	利用者負担第2段階	1.0	① 1.3 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.2
	利用者負担第3段階 （課税年金収入が80万円超266万円未満の方など）	1.0	① 2.5 ② 4.0	4.0	5.0	+ 2.0
上記以外の方	利用者負担第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。				+ 4.2
		1.0	① 3.5 ② 5.0	5.0	6.0	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。※既に入所（入院）されている方などについては、経過措置があります。

●実際の負担額は、日額で設定されます（ショートステイも同じ）。
●利用者のご負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によっては、日常生活費、特別な室料（特別な食費）がかかる場合があります。

介護保険制度は、保険料と公費(税金)で支えられています。高齢社会の進展により、介護サービスの費用が増大するなか、保険料の上昇をできる限り抑えるためには、介護保険から給付される費用を効率化・重点化していくことが必要です。また、同じ要介護状態であれば、在宅と施設において給付と負担は公平であることが求められています。こうした趣旨を踏まえ、平成17年10月から介護保険施設などの利用料が、所得の低い方の負担に配慮したものに變更されました。ここではその内容について解説いたします。

所得の低い方には十分な配慮を行うこととしています。

所得の低い方には、**居住費・食費の負担額を低く設定**するほか、特に年金額が老齢基礎年金水準相当の80万円以下の方(利用者負担第2段階)については、1割負担分の上限額も引き下げる(2.5万円/月→1.5万円/月)こととしました。この結果、これまでよりも10月以降の負担額は低くなります。

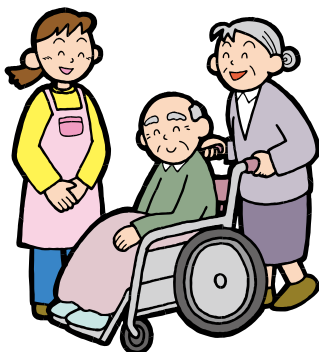
なお、**利用者負担第4段階の方については、利用者と施設の契約により負担水準が決められるため、居住費・食費について一定程度、新たに負担いただくこととなります。**

例 特別養護老人ホームの多床室(相部屋)に入所されている方(要介護5・甲地)

利用者負担段階	平成17年9月までの負担		平成17年10月からの負担
第1段階	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 -	据え置き	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 0円
	4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 -		3.7万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.2万円 居住費 1.0万円
第2段階		負担引き下げ	
第3段階	4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 -	負担増を1.5万円程度に抑制	5.5万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 2.0万円 居住費 1.0万円

このほか、所得の低い方には、次のような対応をきめ細かく行うこととしています。

- 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度の運用改善
- 高齢者夫婦などで、配偶者がユニット型個室の施設などに入所され、在宅の方の生活が困難となる場合の負担軽減制度
- 介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている方の負担据え置き制度
- 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方についての負担軽減制度



居住費・食費の見直しに関するQ&A

施設や利用者からの質問

Q1 平成17年10月からの改正に伴い、施設入所契約の変更は必要ですか。

- 現在、施設に入所（入院）されている方は、既に結ばれている契約内容に基づき、利用者負担の契約の変更が必要になります。
- 利用者負担額や契約変更の具体的な手続きは、各施設により異なりますので、詳細については各施設にお問い合わせください。

利用者からの質問

Q2 年金収入も少ないので、居住費・食費の負担が軽減されると思うのですが、どのような手続きを取ればよいですか。

- 利用者負担第1段階から第3段階までに該当する方は、居住費・食費の負担が軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて、施設の窓口に提出する必要があります。
- 「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けるための申請手続きについては市町（保険者）にお問い合わせください。

利用者からの質問

Q3 特別養護老人ホームの4人部屋に入所しています。入所前から一人暮らしで、年金以外の収入はなく、年金は月額6万円程度。要介護5です。私の負担はどうなるのでしょうか。

9月までの利用者負担額
4.0万円/月



10月からの利用者負担額
3.7万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第2段階」になると思われます。したがって、

	9月までの負担額		10月からの負担額
① 1割負担	2.5万円/月	➡	1.5万円/月
② 居住費	—	➡	1.0万円/月
③ 食費	1.5万円/月	➡	1.2万円/月
合計	4.0万円/月		3.7万円/月

となり、これまでと比べて月額約3千円の負担軽減となります。

利用者からの質問

Q4 特別養護老人ホームのユニット型個室に入所しています。年金は月額10万円程度で要介護5です。今は何とか支払っていますが、食費などの負担が増えた場合、どうなるのでしょうか。

負担軽減制度が適用されない場合の
利用者負担額
9.5万円/月



負担軽減制度が適用される場合の
利用者負担額
7.2万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第3段階」になると思われますが、収入や預貯金等の要件を満たしていれば、社会福祉法人による負担軽減制度の対象となります。これにより

	負担軽減制度が適用されない場合		適用される場合
① 1割負担	2.5万円/月	➡	1.95万円/月
② 居住費	5.0万円/月	➡	3.75万円/月
③ 食費	2.0万円/月	➡	1.5万円/月
合計	9.5万円/月		7.2万円/月

となり、社会福祉法人による負担軽減制度が適用されない場合と比べて月額2.3万円の負担軽減となります。

ここでは、いくつかの具体的な質問にお答えする形で、今回の制度改正についてご説明します。なお、以下の事例では、特別な室料（特別な食費）や日常生活費は除いています。

利用者からの質問

Q5

特別養護老人ホームの従来型個室に入所していますが、室料を払っていません。要介護4で、年金は月額10万円程度（市町村民税世帯非課税者）です。私の負担はどうなるのでしょうか。

経過措置が適用されない場合の
利用者負担額
7.0万円/月

経過措置が適用される場合の
利用者負担額
5.5万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第3段階」になると思いますが、従来型個室における経過措置の対象者であれば、居住費が減額されます。これにより

	経過措置が適用されない場合		適用される場合
① 1割負担	2.5万円/月	➡	2.5万円/月
② 居住費	2.5万円/月	➡	1.0万円/月
③ 食費	2.0万円/月	➡	2.0万円/月
合計	7.0万円/月		5.5万円/月

となり、経過措置が適用されない場合と比べて、月額約1.5万円の負担軽減となります。

利用者からの質問

Q6

夫婦二人暮らしで、夫婦の年金の合計が月額19万円程度。夫は要介護5で、介護療養型医療施設のユニット型個室への入院を考えていますが、特別な室料がない場合でも月額約14万円かかると言われています。税制改正によって夫が市町村民税課税者となるので、夫が個室に入ったら、私の生活費は月額5万円程度しか残りません。預貯金は400万円程度です。何とかならないでしょうか。

特例減額措置が適用されない場合の
利用者負担額
13.9万円/月

特例減額措置が適用される場合の
利用者負担額
11.7万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第4段階」になると思いますが、高齢夫婦世帯等の居住費・食費の負担軽減の対象者であれば、居住費や食費が減額されます。
- この方は場合は、食費が減額になりますので、

	特例減額措置が適用されない場合		適用される場合
① 1割負担	3.7万円/月	➡	3.7万円/月
② 居住費	6.0万円/月	➡	6.0万円/月
③ 食費	4.2万円/月	➡	2.0万円/月
合計	13.9万円/月		11.7万円/月

となり、経過措置が適用されない場合と比べて、月額約2.2万円の負担軽減となります。

施設からの質問

Q7

補足給付が支給されない場合があると聞いたのですが、どのような場合ですか。

- 補足給付は所得の低い方の負担を低く抑えることが目的ですので、施設が居住費・食費のいずれか一方でも負担限度額を超えて所得の低い方から費用の支払いを求めた場合、補足給付は行われません。
- 言い換えますと、所得の低い方から支払いを求める金額を負担限度額以下としていただくと、基準費用額と負担限度額の差額が施設に補足的に給付される仕組みとなっています。

参考：「みんなで支えよう 介護保険」〔厚生労働省〕